

令和8年6月15日

監査報告書

学校法人 新潟平成学院

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 新潟平成学院

監事 伊藤 孝憲 ㊟

監事 馬場 幸夫 ㊟

私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び学校法人新潟平成学院寄附行為第29条第1号の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人新潟平成学院の業務及び財産ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

理事会・評議員会等の重要な会議に出席したほか、学校当局者に業務執行の報告を求めると共に重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている大学において業務及び財産の状況を監査致しました。また、会計監査人から会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項及び会計監査人の職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (2) 貸借対照表及び各収支計算書（附属する明細書を含む）、財産目録は学校法人の財政状態及び経営状況を正確に示し、事業報告書は学校法人の現況を法令若しくは寄附行為に従い適正かつ正確に示していることを認めます。

以上